

参考資料6

道の駅いぶすき特産物直売所運営要領

(目的)

第1条 この道の駅いぶすき特産物直売所運営要領（以下「運営要領」という。）は、道の駅いぶすきに設置する指宿地域交流施設（以下「施設」という。）内において、特産物等を販売するコーナーである道の駅いぶすき特産物直売所（以下「直売所」という。）について、必要な事項を定め適正な運営に資することを目的とする。

(直売所)

第2条 直売所は、新鮮で安心できる商品を提供することにより、生産者及び消費者との交流を図り、地域の特産品及び地場で生産された生鮮品（農林水産物等）を展示販売することによって、商工業及び農林水産業の振興に寄与するものとする。

(運営組織)

第3条 直売所の運営は、指宿市都市公園条例（平成18年指宿市条例第154号。以下「条例」という。）及び指宿市都市公園条例施行規則（平成18年指宿市規則第147号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施する。

2 直売所の運営に関する責任者として運営業務責任者を施設内に配置する。

(営業日)

第4条 条例の規定にかかわらず、指定管理者が運営する場合、市と協議の上、直売所の営業を年中無休とすることができる。

(開業時間)

第5条 条例の規定にかかわらず、指定管理者が運営する場合、市と協議の上、開業時間を変更することができる。

(出荷対象者)

第6条 出荷対象者（以下「出荷者」という。）は、道の駅いぶすき出荷者協議会（以下「出荷者協議会」という。）の会員として登録した者であり、かつ、本運営要領を遵守できるものとする。

(出荷できる商品及び制限)

第7条 直売所に出荷できる商品（以下「商品」という。）は、出荷者が自ら生産又は加工したものとする。ただし、直売所を利用する消費者のために、必要と判断した商品については、他の出荷者に影響のない範囲で仕入れることができる。

2 商品は、食品衛生法（昭和29年法律第233号）上、認められたもので、食品表示法を順守することとする。

3 加工食品等で営業許可を必要とする商品を出荷する者は、加工食品営業許可証等を提示するとともに、食品営業賠償共済又はPL保険等に加入しなければならない。

4 出荷品目は、1品目30点までとするが、これを超える場合は、運営業務責任者と協議する。

5 直売所の商品として相応しくないと運営業務責任者が判断した場合、その商品に対する取扱いは、いぶすき観光デザインで決定するものとする。

(出荷時間)

第8条 商品の出荷時間は、原則として開業開始時間の90分前からとする。ただし、商品が不足した場合や、繁忙期は途中出荷をすることができる。

2 出荷手続きの際、出荷に関することや商品の陳列等については、運営業務責任者の指示に従うこととする。

3 出荷時間内に商品が過剰に納入されるなどして売り場に陳列できない場合は、運営業務責任者の判断により出荷調整をすることができる。

(出荷方法)

第9条 出荷者は、一般財団法人流通システム開発センターが発行するJANコードで出荷するものとするが、これに該当しない場合は、事前にバーコードラベルを購入し、必要事項を入力の上、商品に貼付して出荷するものとする。

2 商品にバーコードラベルを直接貼ることができない場合は、運営業務責任者の指導を受けるものとする。

3 バーコードラベルの代金は、商品販売代金から差し引き、精算する。

4 有機農法やEM農法で採れた野菜などを出荷する者は、証明する書類等をあらかじめ運営業務責任者に提出し、内容を明記したものを商品に添付することができる。

5 商品についてのこだわり、作り方、食べ方等の「売り文句」及びキャッチフレーズ等をPRしようとする出荷者は、その内容を明記したものを商品に添付することができる。

6 商品に傷等がある場合は、必ずその旨を表示して出荷するものとする。

(販売方法及び販売手数料)

第10条 販売方法は委託販売方式とし、販売手数料は次に掲げるものとする。

(1) 指宿市内及びその周辺地域（鹿児島市喜入町及び南九州市の頬娃地域をいう。）の生鮮品（農林水産物等）の場合は、売上額の20%とする。

(2) 指宿市内及びその周辺地域で製造された加工食品、生産される工芸品・民芸品は、売上額の25%とする。

(3) 鹿児島県内で生産される観光土産品等の場合は、売上額の40%とする。

(4) 指宿市と広域連携している市町村およびその団体等については、指宿市内及びその周辺地域の販売手数料と同率とすることができます。

(5) 保冷庫を使用する場合は、各号に掲げる販売手数料に5%を加算するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、その他必要な事項が生じたときは、市と出荷者協議会で協議の上、別に定めることとする。

(商品の価格)

第11条 商品の価格は、出荷者が市場価格等を調査・研究し、出荷者自らが決定するものとするが、不當に市場価格等と格差があると判断した場合は、運営業務責任者が指導又は助言を行うことができるものとする。

2 商品の本体販売価格は最低 100 円とし、それ以上については、10 円単位で設定するものとする。

(販売代金の精算)

第 12 条 商品の販売代金精算については、バーコードラベルによる P O S レジシステムにより売上げ管理を精算することとする。

2 販売代金の精算は、原則として毎月 1 回行うこととし、次に掲げる手続きより各出荷者の指定口座に振り込むものとする。ただし、振込手数料が発生する場合は、出荷者負担とする。

(1) 精算は、月末締めとし、翌月 10 日に支払うものとする。

(2) 支払日に金融機関が休日の場合は、直前の営業日とする。

(荷姿)

第 13 条 出荷者は、常に消費者の立場に立って考え、買いやすい荷姿に努めるものし、商品については、衛生的に取り扱うこととする。

2 荷姿については、傷まないよう工夫し、陳列する時は、他の出荷者の商品を押し退けるなどして置かないようお互いにマナーを守ることとする。

(出荷計画)

第 14 条 出荷者は、出荷する月の 2か月前までに出荷計画書を運営業務責任者に提出するとともに、野菜および果樹については生産履歴記帳運動を展開する。

(残品の引き取り)

第 15 条 残品の引き取りについては、次に掲げる日数を基準に判断するものとする。

(1) 加工品及びお菓子類は、消費期限又は賞味期限を出荷者が自分で明記することとし、消費期限が 1 日を超えない商品は、出荷した当日又は翌日出荷時間内に、それ以外の商品については消費期限又は賞味期限の 3 分の 1 の日数を残して引き取るものとする。

(2) 野菜類、果実、花等は、傷み等により販売に適さないと判断されたものは、運営業務責任者が処分することができる。

(3) 工芸品、木工品、陶芸品及び土産品は、7 日毎に運営業務責任者と協議の上、販売動向、品揃え等を検討し、売れないものは入れ替えるものとする。

(4) その他詳細品目については、運営業務責任者と協議の上、判断することとする。

2 残品の確認は、出荷者が直接、直売所に出向き、自分の残品の確認を行うこととする。直売所からは、各出荷者に連絡しないものとする。

3 残品の引き取り時間については、直売所閉店後 1 時間以内又は翌日出荷時間内に、各出荷者の責任において、引き取るものとする。(野菜類、果実、花は除く)

4 所定の期間内に引き取らない商品は運営会社が処分するが、処分料を徴収するものとする。処分料は、数量に関係なく 1 回につき 1,000 円とし、現金又は商品販売代金精算時に差し引くものとする。(野菜類、果実、花は除く)

5 出荷箇所の清掃は、適宜、出荷者自ら自主的に行うものとする。

6 残品の引き取りの注意を受けた者が指示に従わない場合は、運営業務責任者の判断と

責任により、出荷停止処分の対象とし、対象者へは文書で連絡するものとする。

(事故及び苦情等の処理)

第16条 商品の苦情又は返品については、出荷者が責任をもって対処することとする。ただし、苦情の緊急度、重要性を考慮し、運営業務責任者が対応した場合、対応に要した費用はすべて出荷者の負担とし、商品販売代金精算時に差し引くものとする。

2 商品の破損及び紛失等は、原則として出荷者の負担とする。

(処分)

第17条 商品に対し、事故又は苦情があった出荷者については、運営業務責任者から注意又は改善勧告を行い、改善等の対処が見られないと判断したときは、運営業務責任者の判断で出荷停止等を文書によって行うものとする。

2 出荷者が直売所の目的に反する行為を行ったときは、運営業務責任者の判断により改善勧告を行う。それでも改善されないときは、運営業務責任者の判断により出荷停止等の処分を文書によって行うものとする。

3 運営業務責任者は、前2項により処分した出荷者の氏名を出荷者協議会に連絡するものとする。

(その他)

第18条 この運営要領に定めがなく、直売所の運営に関する問題等が生じた場合は、(一社)いぶすき観光デザインと出荷者協議会が協議の上、決定するものとする。

(附則)

1 この運営要領は、令和2年11月1日から施行する。

2 この規約は、第12条、2項を令和6年10月一部改正